「舞台芸術公募プログラム」に係るＱ＆Ａ

⑤提出書類について

○「収支予算書」は、どこまで詳細に記載したらよいか。

→現時点で想定される経費の大枠を記載いただけば問題ありません。

○「収支決算書」は提出する必要があるのか。

→公演実施が決定した団体につきましては、公演終了後に「実績報告書」をご提出いただきます。その中で収支の実績額についてご報告いただきます。

○団体構成員の名簿を提出する場合、どの程度まで記載したものを提出したらよいか。

→住所・電話番号すべてを記載する必要はありませんが、愛知県内在住かどうかが確認できるような記載内容のものをご提出ください。また、役職の記載もお願いいたします。

○「活動実績をアピールする書類」の代わりに、ＣＤやＤＶＤを提出してもよいか。

→紙媒体のほか、ＣＤ（音楽）やＤＶＤ（映像）にてご提出いただいても差し支えはありません。

○事前に申請書を見てくれるか。

→記載方法等についての問い合わせにはお答えしますが、申請書自体の確認はいたしません。

○選考後の内容変更はどこまで許されるのか。

→提出された企画に基づいて審査され決定した公演ですので、基本的には企画内容に変更が生じないようお願いいたします。

　ただし、やむを得ない事情等で公演内容、公演時間、公演数などを変更する場合、実行委員会に事前に連絡・届出をしていただき、選考委員の意見も伺ったうえで、変更を認めるかどうか決定させていただきます。

○申請書の提出について。

→申請書を持参される場合は、できる限り平日の 8 時 45 分から 17 時 30 分までの時間でお願いいたします。なお、その際は予めご連絡くださると書類の受渡しがスムーズに行きますので、ご協力をお願いいたします。